

いつも心に川がある  
堀川まちづくりの会企画展

# 舟運・筏・川遊び 堀川のにぎわい

## 通航を取り締まる 船番所

名古屋城下へ不審者が入り込まないように、主な街道筋の城下入口には大木戸があり、町の中にも110か所もの木戸が設けられていた。

堀川にも船番所があり、出入りの船を取り締まり川役銭の徴収をしていた。

### 船番所の設置

初めて堀川に船番所が置かれたのは、承応2年(1653)のことで、場所は葭町(現:錦橋北東橋詰め附近)であった。

慶安4年(1651)に幕府の転覆を謀った由井正雪の乱があり、残党が夜間に七里の渡しを使って逃亡したことから、翌5年(1652)に七里の渡しを取り締まる船番所が熱田に置かれ、夜間の渡海が禁止された。堀川の船番所もこの取り締まり強化策の一環であろう。

貞享3年(1686)には下流の尾頭に船番所が設置され、上下流の2か所体制になっている。

享保9年(1724)におきた享保の大火で葭町の船番所は焼失し、その後は天王崎(現:天王崎橋下流)に再建されて明治まで続いている。

### 入船・出船の切手で通航

船番所には御船奉行配下の役人2人が上り下

りする船の荷物や乗船者の検査、川役銭<sup>かわやくせん</sup>の徴収を行い、禁止されている夜間に通航する船がないか監視していた。

堀川に入る船は、尾頭の番所で入船の切手(通行証)を受け取り、出る時には天王崎の番所で入る時にももらった入船の切手を提出して、引き換えに出船の切手が渡されることになっていた。

年貢米を積んだ船は、代官や庄屋の送り状を持っているかどうかを検査され、商人が取引する貨物などは、荷主・船主・貨物の量などを御番所に届け出て検査を受け切手を発行してもらったのである。

文化年間(1804~18)から、問屋経由で扱うことになっている荷を積んだ船は、あらかじめ届けてある問屋の印と照合し、印が合わなければ荷を没収する業務も行っている。

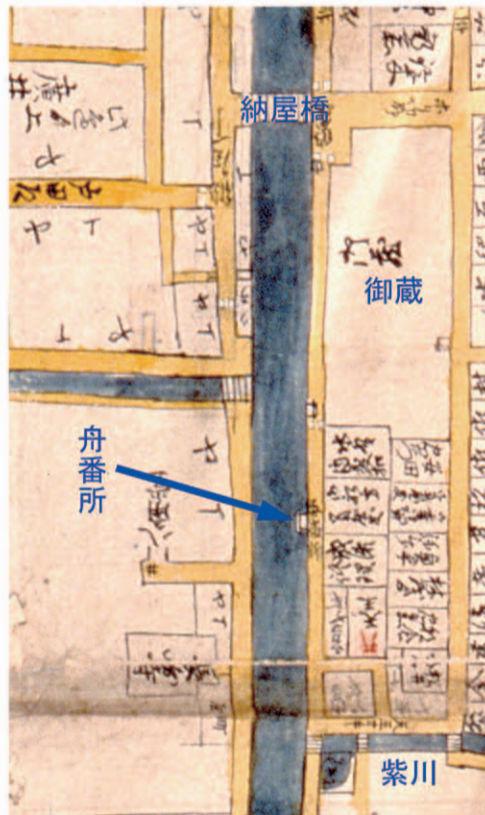
番所への申請は夕七つ(午後4時)までだ。これを過ぎると取り扱わないので夜間の航行はできなかった。

### 幕末には規制の緩和

永年続けられた夜間航行の禁止が解かれたのは幕末のことだ。

災害が続き、黒船が渡来して国内が混乱する中、名古屋の経済も疲弊していた。打開策として規制緩和がはかられ、その一つとして嘉永6年(1853)に夕七つ(午後4時)以降も船番所で事務を行うことにし、夜間の通航ができるようになった。

明治元年には川役銭の徴収と天王崎の番所が廃止されたが、尾頭の番所は貨物出入りを監視するために残され、その廃止の時期は不明である。



上流(天王崎)の船番所  
『名古屋路見大図』(県図書館蔵)



下流(尾頭)の船番所  
『熱田神領字入図』